

獨協医科大学大学院医学研究科に係るセミナー等取扱要領

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は獨協医科大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）に係るセミナー等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「セミナー等」とは、次の各号のいずれかに該当し、医学研究科運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の承認を得て、医学研究科の後援のもと開催されるものとする。

- (1) 学生が研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うもの。
- (2) 学生が医学研究科の修了後、自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うことを目的とする、いわゆるプレFD。
- (3) その他、運営委員会が認めるもの。

(受講者の取扱)

第3条 医学研究科の学生が当該のセミナー等を受講したときは、大学院共通カリキュラム基本医科学（以下「基本医科学」という。）のコマを取得することができる。

(申請手続き)

第4条 医学研究科の後援を受けるセミナー等を開催しようとする教員は、申請書（別記様式第1号）により申請し、運営委員会の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、基本医科学のコマの認定について申請があったときには、運営委員会の議を経て、医学研究科教授会の承認を得なければならない。

(雑則)

第5条 この要領に定めるものの他、セミナー等の運用に関し必要な事項は、医学研究科運営委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。